

パートナーシップ関係に係る本市職員の人事制度の拡充について

1 概 要

人権と多様性を尊重する社会を実現するため、令和3年4月に開始した「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」の趣旨を踏まえ、本市職員の手当や休暇などの人事制度における対象者として、従来の「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含めた配偶者」に「同性のパートナーシップ関係の相手方」を加える拡充を行う。

※ 藤沢市パートナーシップ宣誓制度

同性・異性を問わず、互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した関係のある二人が、両者の自由意思により、互いが人生のパートナーであることを宣誓し、藤沢市が宣誓したことに対して「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付するもの。

2 拡充内容

次の各手当や休暇などの対象者として、「同性のパートナーシップ関係の相手方」を加える。

(1) 手当制度

扶養手当、退職手当、住居手当、単身赴任手当

(2) 休暇・休業等制度

結婚休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、介護休暇、短期の介護休暇、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限、ドナー休暇、家族看護休暇、忌引休暇、祭日休暇

3 拡充方法

結婚休暇については、現在、事実婚の相手方を対象者としていないことから、文言を規定する必要があるため、藤沢市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正により、新たに事実婚の相手方及び「同性のパートナーシップ関係の相手方」を対象者とする。

結婚休暇以外の各手当や休暇などについては、現在、事実婚の相手方を対象者としており、今回の条例改正にあわせ、手当・休暇に関する運用マニュアルを改定する。パートナーシップ宣誓書受領証などパートナーシップ関係の相手方であることを証明する書類の提出を受けることにより、新たに「同性のパートナーシップ関係の相手方」を対象者とする。

4 開始時期（予定）

令和6年4月1日

以 上
(事務担当 総務部職員課)